

令和3年11月

「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A

1. 特定類型全般について

Q1：今回の運用明確化の適用日が令和4年5月1日であるということは、令和4年4月から雇用される従業員について、特定類型該当性に関する誓約を求める必要はないということでしょうか。また、4月入学の学生についても入学の際の特定類型該当性確認は不要でしょうか。

- ご理解の通りです。
- 令和4年4月から雇用される従業員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該従業員からの誓約書の取得は必要ありません。
- 令和4年4月入学の学生についても、外為法上、本明確化の適用日までに特定類型該当性確認は必要ありませんが、本明確化後に技術を提供する場合には、特定類型該当性の確認を行っていただく必要があります。

Q2：特定類型に該当する者には、自然人だけでなく法人その他の団体も含まれますか。また、居住者だけでなく非居住者も含まれますか。

- 特定類型に該当する者は、居住者である自然人に限定されています。

Q3：類型該当性の確認と、輸出者等遵守基準の規定の関係について教えてください。

- 不正輸出を未然に防止する等の観点から、輸出者等には、輸出者等遵守基準省令に沿った輸出管理が求められているところ、特定重要貨物等の輸出者等に対してはより厳格な基準が定められています。本基準において、特定重要貨物等の輸出者等に対し、「特定重要貨物等の用途及び当該特定重要貨物等の需要者等を確認する手続を定め、当該手続に沿って用途及び需要者等の確認を行うこと。」（第1条第2号二）とされています。このため、特定重要貨物等の輸出者等においては、当該需要者等を確認する手続として、取引の相手方の特定類型該当性の確認の手続についても定めていただき、当該手続に

赤字で掲載した Q&A は、令和3年8月版から追加されたものです。

沿った確認を行っていただく必要があります。

Q4：特定類型に該当する居住者に対して、法第25条第1項又は第2項に基づく提供を行うに当たり、包括許可は利用できますか。

- 特定類型に該当する居住者に対して、法第25条第1項又は第2項に基づく提供を行うに当たっては、包括許可を利用することができます。

Q5：特定類型に該当する居住者への技術提供は、キャッチオール規制の対象になりますか。

- 対象です。
- 居住者Aから居住者Bへの外国為替令別表第16項に掲げる技術の提供であって、居住者Bが非居住者Cの影響を受けている場合（すなわち、居住者Bが特定類型に該当する場合）において、当該技術に関する非居住者Cの用途等がキャッチオール規制の要件に該当する場合は、許可が必要になります。

Q6：特定類型に該当する居住者に係るキャッチオール規制について、経済産業省からインフォームがあつた場合のみ許可申請を行えば良いですか。

- 役務通達別紙1－3に沿った確認により類型該当者と判断された居住者へのキャッチオール規制の適用に関しては、補完規制通達に基づき、技術の提供の際に用途、需要者等の確認が必要になります。
- すなわち、提供先である類型該当者等から、①提供を受けた技術が核兵器等や通常兵器等の開発等に使用される旨の連絡を受けた場合、②当該技術の利用者（特定類型に該当する居住者に影響を与えている非居住者）が核兵器等の開発等を行う又は行った旨が文書等により記載・記録され、若しくはその旨の連絡を受けた場合、③当該類型該当者に影響を与える非居住者である外国法人等及び外国政府等が外国ユーザーリストに掲載されている場合は客観要件に基づくキャッチオール規制の対象となり得ます。
- ただし、例えば、法人と所属する従業員（特定類型に該当する居住者）の間での技術提供など、取引を行うにあたって通常契約書等の文書をやりとりしない場合には、追加的に書類を取得して客観要件の該当性を確認していただく必要はありません。

赤字で掲載したQ&Aは、令和3年8月版から追加されたものです。

Q7：本邦法人 X から本邦法人 Y に対して技術提供をする場合において、本邦法人 Y で技術を受領するものが特定類型に該当する居住者 A（本邦法人 Y に雇用されている）である場合、本邦法人 X 又は本邦法人 Y は許可申請を行う必要はありますか。

- 本邦法人 X から本邦法人 Y に対して技術提供をする場合において、本邦法人 Y で技術を受領するものが特定類型に該当する居住者 A（本邦法人 Y に雇用されている）である場合、本邦法人 X から本邦法人 Y、本邦法人 Y から居住者 A という順序で技術が移転するものと解釈されます。
- この場合、本邦法人 Y から居住者 A に対して技術提供が行われるところ、本邦法人 Y が役務取引規制の趣旨を潜脱して居住者 A に技術を取得させることを目的として本邦法人 X から技術を受領させる場合や本邦法人 X と本邦法人 Y の間の技術提供に係る契約において居住者 A に提供することが明記されている場合など特殊な場合を除いて、ご質問のようなケースでは通常本邦法人 Y と居住者 A との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」（法第 25 条第 1 項、第 2 項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。

Q8：他大学の研究室と共同研究を行うことになりました、相手研究室の参加者について類型該当性を確認する必要はありますか。

- 当該参加者が大学の教職員の場合は Q7 をご確認ください。
- 当該参加者が学生の場合は、類型該当性を確認していただく必要がありますが、商慣習上共同研究実施するに当たり通常取得する書面（契約書等）から類型該当性が明らかでない場合は、類型非該当として扱っていただいても構いません。

Q9：従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合、どのように対応すれば良いでしょうか。

- 当該従業員に対して外為法上の規制対象技術を提供する場合に、許可申請いただくことを想定しております。
- 許可申請中又は不許可になった場合において、当該技術へのアクセスを制限しつつ業務に従事させることを否定するものではありません。

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

Q10：従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合において、当該従業員を従来と同じ業務に従事させながら許可を申請して仮に不許可になる場合であって、雇用契約において職種の限定が付いている等の理由から外為法管理対象技術へのアクセスを制限できない場合、どのように対応すれば良いですか。

- 提供者の判断によりますが、質問のような限定的なケースにおいては、当該従業員を配置転換又は解雇せざるを得ない場面が生じ得ることも認識しております。
- 配置転換又は解雇の有効性は最終的には司法の場で判断されるものでありますが、一般的には、外為法上の規制を遵守するために配置転換を行うケースであれば通常濫用的な配置転換には該当しないものと認識しております。また、社内で雇用契約について見直すことも含めて配置転換を行うよう努力をいただいてもなお、ほかに代替手段がなく、やむを得ず解雇を行うケースであれば、通常、解雇権の濫用には該当しないものと認識しております。
- 解雇が不可避であるようなケースは限定的であると認識しておりますが、必要に応じ、個別にご相談いただけますと幸いです。

Q11：特定類型における「外国政府等」に、以下①～④は含まれますか。

- ① 国営企業又は公営企業
- ② 国公立の大学・研究機関
- ③ 国連その他の国際機関
- ④ 日本の独立行政法人等に相当する公的組織

- 「外国政府等」とは、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体をいいます。
- ①～③は政府と別の法人格を有している限り、原則「外国政府等」に該当しません。
- ④は外国の政府機関として「外国政府等」に該当する可能性があります。なお、日本の独立行政法人は独立行政法人通則法において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされています。

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

Q12：特定類型における「外国法人等」に、外国法人の本邦における支店も含まれますか。

- 「外国法人等」とは、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいいます。
- 外国法人の日本支店は、特定類型における「外国法人等」に含まれないと考えられます。

Q13：当社／大学では、就業規則で兼業や利益相反行為を禁止又は届出制としております。就業規則は新たに雇用される従業員も対象となっていますので、特定類型該当性把握の観点で、別途、新たに雇用される従業員から誓約書を取得する必要はないのではないのでしょうか。

- 就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。

2. 類型①について

Q14：外国のグループ会社と役職員の地位を兼任している者は特定類型①（役務通達1(3)サ①をいいます。以下同じ。）に該当しますか。

- グループ会社であっても外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の指揮命令に服する者等であれば、特定類型①に該当します。
- 一方で、当該外国法人等と本邦法人又は特定類型該当者との間で、本邦法人の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合等は、特定類型①の（イ）に該当し例外となります。また、当該外国法人等が本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるものである場合は、特定類型①の（ロ）に該当し例外となります。

Q15：本邦法人である当社には、外国法人等であってグループ会社ではない法人と従業員の地位を兼任している者がいます。当社と当該外国法人等との間で

赤字で掲載したQ&Aは、令和3年8月版から追加されたものです。

は、当社の指揮命令権が優先する関係にあることを合意しています。この場合、当該者は特定類型①に該当しますか。

- ご質問でいただいたような事例の場合、特定類型①の（イ）に該当するため、当該従業員は類型①に該当しません。
- なお、グループ会社ではない法人と間で指揮命令権の優先関係を合意する場合、経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料等の提供を求めることがあります。

Q16 特定類型①の（イ）に該当するためには、指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関して契約書を締結する必要がありますか。

- 指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する合意は必要ですが、必ずしも契約書、誓約書等の書面は求めていません。すなわち、グループ会社規定や今までの慣行に基づき、指揮命令関係や善管注意義務の優先が明示又は黙示に合意されているのであれば、当該合意を持って特定類型①の（イ）に該当すると整理いただくことを否定するものではありません。
- 一方で、グループ会社ではない法人と間で指揮命令権の優先関係を合意する場合、経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料等の提供を求めることがあります。

Q17：外国法人等の子会社である本邦法人（すなわち、いわゆる外資系企業であるが、外国法人ではない。）に雇用される者は特定類型①に該当しますか。

- 該当しません。しかし、当該本邦法人が事業実態を伴わない SPC であって、事実上外国法人等と同視できるような場合には、特定類型①に該当する可能性があります。

Q18：本邦大学である本学 X の教授 A は、外国の大学 Y の教授職も兼任しています。教授 A は特定類型①に該当しますか。

- 特定類型①の（イ）又は（ロ）に該当しない限り、通常特定類型①に該当します。

※なお、名誉教授については Q42 を参照ください。

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

Q19：本邦法人Xの従業員Aは、外国法人Yにおいて雇用されています。本邦法人Xは、外国法人Yにおける勤務を兼業として承認していますが、その場合においても従業員Aは特定類型①に該当しますか。

- 本邦法人に勤務する者が、外国法人にも雇用される場合、当該者は原則特定類型①に該当するところ、特定類型該当者へ技術を提供する場合は当該外国法人への提供を目的とする取引として外為法第25条第1項に基づく許可申請が必要になります。
- 会社としての利害判断と安全保障上の利害判断は異なるため、会社が兼業を認めていたとしても、特定類型に該当する限り、許可申請は必要になります。

Q20：従業員に誓約書の提出を拒否された場合、当該従業員を類型非該当として扱っても、法人等として果たすべき注意義務を履行していると考えて良いでしょうか。

- いいえ。指揮命令下にある従業員から類型に該当しないことの申告がない場合、当該従業員が特定類型に該当する蓋然性が排除されていないところ、当該従業員に対して外為法管理対象技術を提供した場合は、原則、法人等として果たすべき注意義務を履行しているとは考えられません。
- したがって、当該従業員には、公知・基礎科学研究技術の提供を行う等の技術提供管理を行うこと等を検討いただく必要があります。
- なお、従業員から類型該当性について誓約書を取得することは、各法人等として当然行われている利益相反管理の取組の一部になるものと想定しております。

Q21：特定類型①において指揮命令や善管注意義務を負わせる「委任契約、請負契約その他の契約」は具体的にどのような契約が含まれているのでしょうか。判断基準や具体例を示してもらえませんか。

- 「委任契約、請負契約その他の契約」とは、いかなる委任契約、請負契約その他の契約を意味するものではなく、①取締役若しくは監査役又はそれらに類する者（大学法人における理事又は監事を含む。）と法人の間の委任契約及び②委任契約、請負契約その他の契約であって雇用契約に準ずるもの（労働基準法上の労働者性が認められるもの）を指します。
- 例えば、契約内容や提供される労務の具体的な内容にもよりますが、大学教

赤字で掲載したQ&Aは、令和3年8月版から追加されたものです。

授が出版社との間において出版契約を締結し執筆を行う場合や他大学から依頼を受け論文や執筆物のレビューを行う場合は通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しないと考えられます。

- 企業から委託された研究を行う場合や企業・大学と共同で研究を行う場合も、通常は労働基準法上の労働者性が認められず、通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しないと考えられますが、当該大学教授が専ら一企業から委託された研究に従事しており、研究の方向性や内容について当該企業から指揮命令を受けているような場合には、労働基準法上の労働者性が認められ「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性があります。

3. 類型②について

Q 2 2：特定類型②（役務通達 1 (3) サ②をいいます。以下同じ。）における「多額の金銭その他の重大な利益を得ている」とは、過去、そのような利益を得たことのある者を含みますか。

- 原則含みません。
- 一方で、外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。

Q 2 3：本学 X の教授 A は、外国政府等から研究資金の提供を受けていますが、使途は研究費に限定されており、受領者本人を含む人件費には充てることができないことになっています。この場合、当該研究資金は特定類型②における「多額の金銭その他の重大な利益」に該当しますか。

- 大学の資金担当の管理の下、受領者個人（すなわち、教授 A）の所得にならず、大学 X 又は所属研究室の所得となるのであれば特定類型②には該当しません。
- 一方、受領者個人（すなわち、教授 A）の所得になる場合は、該当します。

Q 2 4：本学 X が主宰する研究室 Y は、外国政府等から研究資金の提供を受けています。この場合、研究室 Y に所属する教授 B は特定類型②に該当しますか。

- 大学の資金担当の管理の下、受領者個人（すなわち、教授 B）の所得になら

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

ず、大学 X 又は研究室 Y の所得となるのであれば特定類型②には該当しません。

- 一方で、管理を潜脱する意図をもって、形式的な受領主体を大学又は研究室とし、実質的には教授個人が利益を受けるような場合は特定類型②に該当する可能性があります。

Q 2 5 : 金銭以外の利益を受ける場合、当該利益はどのように金銭換算すれば良いですか。

- 外国政府等から金銭ではない利益を受ける場合、当該利益を金銭換算して、年間所得の 25%以上を占めるか判断することになります。金銭換算は、通常の商慣習において一般的に用いられる方法で行う必要があります。
- 例えば、債権であれば、当該債権の額が該当し、株式であれば、適切な方法に基づく当該株式のバリュエーションの額が該当し、動産であれば、市場で売却した場合の金額が該当することが考えられますが、それ以外の方法であって、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算の方法を否定するものではありません。

4. 類型③について

Q 2 6 : 外国の国家情報活動について、法律上協力義務を負う者は特定類型③（役務通達 1 (3)サ③をいいます。以下同じ。）に該当しますか。

- 外国の国家情報活動について法律上協力義務が課されているだけでは特定類型③に該当しませんが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦における行動に関し指示又は依頼を受ける場合は特定類型③に該当します。

5. 特定類型該当性の判断について

Q 2 7 : 取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて、どのように判断すればよいですか。

- 提供者が取引の相手方に対して技術を提供するにあたり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で特定類型への該当性を判断していただくことを想定しています。具体的には、役務通達別紙 1－3 に沿

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

った確認を行っていれば通常果たすべき注意義務を果たしているものと考えられます。

- 提供者が取引の相手方に対して技術を提供するにあたり、通常果たすべき注意義務を果たした場合において、受領者が特定類型に該当していることが判明しなかった場合、外為法上の刑事罰及び行政処分の対象になりません。

Q28：役務通達別紙1－3では、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで該当性判断の基準が異なっていますが、指揮命令下にある場合とは、どのような場合ですか。

- 指揮命令下にある場合とは、雇用関係又はそれに準ずる関係（準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指す。）にある場合を指します。
- 例えば、取締役や学生が受領者となる場合、企業・大学との雇用関係がなければ、通常受領者が提供者の指揮命令下にはないものと考えられます。

Q29：取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて役務通達別紙1－3によらず、独自の方法で確認しても良いでしょうか。

- 企業、大学等が独自の方法で特定類型の該当性を確認することは必ずしも否定されません。
- ただし、当該独自の方法により特定類型非該当と判断された居住者に対し、経産省の許可を得ずに外為法対象技術を提供した場合であって、当該独自の方法に基づく類型該当性判断の合理性に疑いがあり、外為法の役務取引許可を要する取引に該当していた場合には、無許可取引として、技術提供を行った企業、大学等が罰則や行政制裁の対象となる可能性があります。

Q30：社内／学内には外為法管理対象技術をあきらかに扱わない、あるいは、許可例外（公知の技術など）となっている技術しか扱わない者がいるのですが、このような者についても特定類型該当性を確認する必要がありますか。

- 外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない方や貿易外省令に規定されている許可例外の対象となる技術しか扱うことが想定されていない方については、役務通達1－3に基づく確認を行う必要は

赤字で掲載したQ&Aは、令和3年8月版から追加されたものです。

ありません。

- ただし、このような方が実際は特定類型に該当しており、実際に技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。

Q3 1：役務通達別紙 1－3 では、特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省の連絡について、その具体的な方法・内容等を教えてください。また、連絡を受ける場合、当該連絡内容は第三者に共有しても良いのでしょうか。

- 特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得ます。しかし、通常は、役務通達別紙 1－3 に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づく通知を行う前に、提供者（提供者が法人である場合は、提供者である法人の適切な連絡先）に対して、通知の方法・内容等について事実上の相談をすることを想定しています。
- 連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、特段のルールは存在しません。しかし、個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては経済産業省から個別に相談する可能性があります。

Q3 2：役務通達別紙 1－3 では、特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合に、当該居住者が自身は特定類型に該当しないと主張している場合は、「漫然と」提供することになりますか。

- 経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。しかし、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと解されます。

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

- また、経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する可能性がある旨の連絡をする場合、当該居住者による自己申告の内容と食い違いがあり得る点を踏まえて連絡を行うところ、当該自己申告の内容と食い違いがあることのみをもって、連絡内容を覆す事実があるとは考えておりません。

6. 誓約書例について

Q33：役務通達別紙1－4に記載のある誓約書例は修正して利用しても良いでしょうか。

- 役務通達別紙1－4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができます。例えば、以下のような修正は、当該趣旨を損なわない範囲であると考えられます。
 - 同姓同名の者がいない状況又は同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況において、住所の記載欄を削除すること。
 - 特定類型②に関して「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」と追記すること。(Q22 参照)
 - 将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には届出を行う旨の記載を追記すること。
 - 「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正すること。
 - 4つ目のチェックボックスのうち「ので、誓約は不要です。」部分を削除すること。
 - そのほか、誓約書例の内容を形式的に修正すること。
- 一方で、4つ目のチェックボックス全体を削除することは、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なうものと考えられます。すなわち、類型に該当する者のみに誓約をさせる場合、類型に該当しなかった者について、誓約をさせた上で類型に該当しないことを確認したのか、意識せずに類型に該当しないと取り扱ってしまったものなのか、判別がつかないところ、類型に該当しない者からも類型に該当しない旨の誓約又は確認を書面で取得することが必要です。

Q34：技術の受領者が誓約書に虚偽の回答をした場合、当該回答を信頼して技術を提供した提供者は無許可でのみなし輸出を行ったとして罰則や行政処分の

赤字で掲載したQ&Aは、令和3年8月版から追加されたものです。

対象になりますか。

- 提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はありません。そのため、特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者（例えば、企業）から特定類型該当者（例えば、当該企業の従業員）に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生した場合であっても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはなりません。

7. 申請実務について

Q35：居住者 A が特定類型に該当する居住者 B（非居住者 C の影響を受けている）に対して技術提供を行う場合、誰に対して技術を提供するものとして許可申請が必要になりますか。

- 取引の相手方を居住者 B、利用する者を非居住者 C として許可申請いただくことになります。

Q36：居住者 A が特定類型に該当する居住者 B に対して技術提供を行う場合において、居住者 B が複数の外国法人等に雇用される等して影響を受けている場合、そのすべての外国法人等を利用する者として許可申請を行う必要がありますか。

- 理論上はご理解の通りですが、実態として相当まれなケースと理解しております。

Q37：特定類型に該当する居住者について許可申請をする場合、利用する者はどのように確認すれば良いですか。

- 居住者 A が特定類型に該当する居住者 B（非居住者 C の影響を受けている）に対して技術提供を行う場合において、許可申請をする場合は、利用する者を非居住者 C として許可申請いただくことを想定しています。

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

Q38：居住者 A が特定類型に該当する居住者 B（非居住者 C の影響を受けている）に対して技術提供を行う場合、居住者 A から非居住者 C を利用する者として許可申請することになりますが、当該技術について居住者 B が非居住者 C に対する提供に関する許可を取得している場合は、居住者 A から非居住者 C に対する技術提供に関する許可は必要になりますか。

- 居住者 B（非居住者 C の影響を受けている）が特定類型に該当する場合において、居住者 B から非居住者 C に対する技術提供に関して、居住者 B が既に許可を取得している場合又は貿易外省令に規定する許可例外に該当する場合、当該許可又は許可例外の対象となる技術を居住者 A が居住者 B に対して提供するにあたり許可は不要です。

Q39：特定類型に該当する居住者について許可申請を行う場合、特定類型に該当することだけをもって一律に不許可になりますか。

- 特定類型に該当することだけをもって、一律に不許可にすることは想定しておりません。
- 居住者 A が特定類型に該当する居住者 B（非居住者 C の影響を受けている）に対して技術提供を行う場合において、当該技術提供が国際的な平和及び安全の観点から懸念がない場合には許可されることになります。

8. 大学・研究機関関連

Q40：役務通達別紙 1－3（1）1. に記載のある「商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面」は、今回の省令・通達等の改正が施行される以前から、本学において学生を受け入れる際に学生等から入手していた書類と解釈して良いでしょうか。

- ご理解の通りです。現在も、各大学が保有技術の機微度等それぞれの実情に応じて、学生受入れの際に必要な書類を取得するなどにより、任意に機微技術管理を行っていただいているところ承知しています。今回の「みなし輸出」の解釈明確化後についても、従来通りの書類を取得いただくことを想定しています。
- その上で、昨今、人を介した機微技術の流出の懸念が高まっており、大学における利益相反管理の高度化が国際的な研究ネットワークに参加し続けるための前提条件となるなかで、各大学が保有技術の機微度等それぞれの実情

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

に応じて、適切な機微技術管理を行っていただく事が重要と考えています。

Q4 1 : 学生から取得している書類からは、外国政府等から奨学金を得ていることは分かりますが、年間所得の何%を占めているかまでは分かりません。この場合は、当該学生は役務通達別紙 1 - 3 1 (1) アの「特定類型②に該当することが明らかである場合」に該当しないものとして扱って良いのでしょうか。

- 一般に外国政府等から奨学金を受給している学生は、年間収入の多くを奨学金が占めていると考えられるため、類型②に該当するものとして扱ってください。
- ただし、その後に追加的に書類を確認する等により、奨学金が年間所得に占める割合が 25%以下であることが確認された場合は、類型②非該当として扱っていただいても構いません。

Q4 2 : 所属する教職員から外国の大学から名誉教授の称号を得ているが問題が無いなどの相談がありました。当該教職員を類型②の該当者として扱う必要はありますか。

- 名誉教授の称号を得ることのみをもって、類型②に該当するものとして扱っていただく必要はありません。
- この他、勲章など金銭換算が困難なものについても、当該勲章に極めて高価な材料が使われている場合など特殊な場合を除いて、その受領のみをもって類型②該当として扱っていただく必要はありません。

Q4 3 : 外国の大学に籍を置く大学教授等をサバティカル制度において本邦大学で受け入れる場合、当該教授等は類型①に該当しますか。

- まず、当該大学教授等が本邦大学と雇用契約を結んでおらず、入国後 6 ヶ月経過していない場合など当該大学教授が非居住者である場合には、従来から「みなし輸出」管理の対象です。
- 当該大学教授等が居住者となっている場合は、本邦大学との雇用関係の有無に関わらず類型①に該当します。

Q4 4 : 学内で大学主催の非公開の学位論文発表会を予定しています。発表会で

赤字で掲載した Q&A は、令和 3 年 8 月版から追加されたものです。

は、外為法管理対象技術に言及する可能性があります。この場合、参加者の特定類型該当性を確認し、該当者がいる場合は、事前に経産省への許可申請を行う必要はあるのでしょうか。

- 基本的にはご理解の通りです。不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、貿易外省令に規定される許可例外を適用できません。非公開の場合は、講演会の内容を十分に精査しておく必要があります。
- なお、学内からの出席者については、通常大学側で既に特定類型の該当性が確認されているものと考えられ、発表会の開催にあたり、改めて特定類型該当性確認をやり直していただく必要はありません。
- また、学外からの出席者がいる場合は、当該出席者について、通常は指揮命令下にならない者としての確認が求められることになりますので、当該発表会への参加を認めるにあたり通常取得する書面（参加申込書など）に特定類型に該当することが明確に記載されていない限り、原則特定類型非該当と扱っていただいて差し支えありません。